

## 「公文書等の管理に関する法律」 地方自治体の取り組みに向けて

秋池 武

去る6月23日、第171国会の内閣委員会において、「公文書等の管理に関する法律案」と付帯決議が全会一致で可決成立した。

この法律の必要性の検討から成立までの間、多数の意見が国に寄せられたことが報じられたが、国会からは平成20年5月12日付上川陽子公文書管理担当大臣あて「文書管理法（仮称）制定に向けての要望について」を提出して、

- 1 文書管理に関する法の制定と施策の確立、
  - 2 アーカイブズを保護する基本法の制定と施策の確立、
  - 3 アーカイブズの保存利用機関設置促進の法的整備と施策の確立、
  - 4 専門職員の養成及び資格認定制度の確立、
- の4項目について要望した。

また、同年7月1日に公表された「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」中間報告に対しては、基本認識、公文書管理の改革目標については共感する旨を伝え、同時に次の1～4項目の要望を行った。

- 1 行政府、立法府、司法府の文書管理全体を例外なく統括する司令塔としての「国立公文書記録管理院」の設置
- 2 公文書管理については、
  - ・公文書の作成、整理、保存、利用表現に対する配慮

秋池 武（あきいけ たけし）：群馬県教育委員会事務局文化財保護課、群馬県埋蔵文化財調査事業団調査研究部、群馬県立歴史博物館副館長を経て平成13年より群馬県立文書館長。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会長。

- ・公文書担当機関に公文書の移管・廃棄に関する権限付与
  - ・レコードスケジュールの導入
- 3 更なる検討補強項目については、
    - ・情報公開法と公文書管理法（仮称）との関係の明確化
    - ・国の地方支分部局の文書管理と移管先に関する具体的規定の設定
    - ・文書取り扱いに関する罰則規定の設定
    - ・文書秘密指定解除のルール化
    - ・電子文書の作成・管理・保存方法の設定
  - 4 地方公共団体についての要望は、
    - ・公文書管理法（仮称）に現在地方公共団体が個々に作成している文書管理規則等の根拠法として位置づけること、
    - ・地方公共団体が設置する公文書館等の維持運営に対する財源措置（交付税措置）を求めること
- であった。

成立した「法」は、要望通りでなかった部分もあるが、大筋で共感できるものであり、今後この「法」の趣旨に沿った制度や体制が整えられることが期待される。

この内、地方公共団体に対して条文化された第34条の（地方公共団体の文書管理）は「地方公共団体は、この法の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するようつとめなければならない。」と記され地方自治体の努力規定になっている。

この点について、平成21年6月23日の第171回国会内閣委員会の審議録には、岡田広理事の「地

方自治体の知事会議、六団体首長、議長六団体会議等を利用して国が声掛けして進めるべきと考えるが」との質問に対して山崎日出男内閣府大臣官房審議官は、「本法案におきましては地方公共団体に対しまして努力規定を設けたところでございまして、地方におきましても今後適切な文書管理に向けまして積極的な取り組みが行われることを期待しております。当方といたしましても地方公共団体に対しまして積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。」と地方公共団体に対して積極的に働きかけて行くことを答弁している。

また岡田広理事の「公文書館が無い自治体に対しては図書館、あるいは学校の空き教室、公民館等を公文書館的機能を有する施設とするために、国で財政措置、更に一層拍車をかけて頂きたい」との質問に対しては、望月達史総務大臣官房審議官は「公文書館機能を持たせる為図書館あるいは学校空き教室、公民館等の改修工事などを行う場合には、例えば一般事業債あるいは合併特例債といった地方債を財源として活用することができる。また、本年度補正予算におきまして措置された地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充てることのできる。地域の実情を踏まえてご検討願いたい。」と具体的に答弁している。

また、同日付帯決議が委員会柳澤光美理事から提案されたが、

「本法施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。」とした中の地方自治体に対しての決議は、

「15、本法の趣旨を踏まえて地方公共団体における公文書管理の在り方の見直しを支援し、また、国立公文書館と地方公文書館との連携強化を図ること。」が掲げられ、小淵優子国務大臣からは「ただいま御決議のありました付帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重して適切な措置の実施に努めてまいります。」と答弁が為されている。

34条の（地方公共団体の文書管理）の趣旨は、本来の自治事務として「各地方自治体」が主体的

に取り組むことを基本としているが、これまでの公文書に対する制度や施設、人員整備の遅れを是正する為には国の強力な支援に期待するところも大きくならざるを得ない。

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会は、今年と来年は群馬県が会長を担当することとなった。

群馬県には、平成9年5月に結成した県内全36市町村と県で構成する群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会（群文協）がある。

平成19年には、ばらつきが多く難儀していた市町村公文書の収集廃棄について、一定基準が必要であるとの要望から、市町村から検討委員を募集して選別収集基準の検討を始め、一年かけて検討案を作成し、平成20年度にはこの試行を行った。

今年8月に、新たに検討委員を募集したところ、県内半数に当たる18市町村から参加の申し出があり関心の深さを実感した。

また、日本経済新聞の速報によると熊本県でも行政文書の在り方を検討する外部委員会を発足させること等が公表された他、東京都や高知県でも動きがあるとの情報があり、この「法」成立の影響は市町村から県都迄全国的に広がりつつあることが感じられる。

全史料協としては、調査研究委員会で全国1800の自治体に対して9月下旬から10月にかけて「地方公文書館拡充に関する基礎的調査」としてアンケート調査を実施し「現況の公文書保存体制」「公文書管理法の周知度」「公文書館機能の有無」を調査し、この「法」の地方自治体への認知度や具体的動向を把握するが、11月18日19日開催の「全国大会」では取り急ぎ中間報告し、その後の活動に結びつけることとしている。

この「法」の趣旨が、地方自治体すべてに行き渡る為にはそれぞれの地方自治体の主体的取り組みが不可欠であるが、同時に担当者の粘り強い努力と庁内庁外に多くの理解者を増やすことや国をはじめ県、関係団体からの強力な支援も重要であると考えられる。